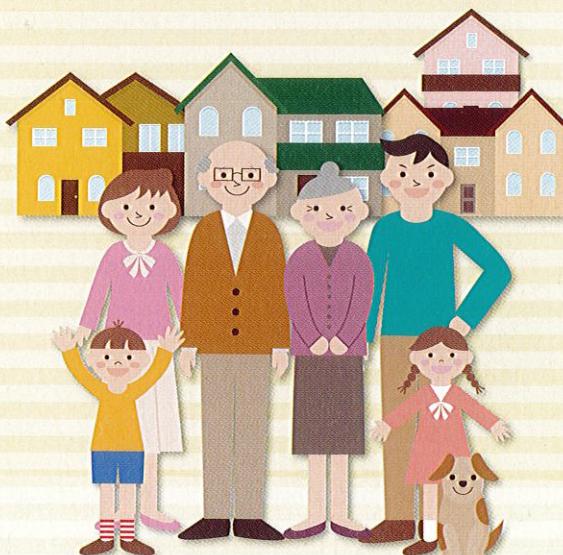


! ご留意いただきたいこと

- ✓ このリーフレットは概要を記載しています。その他の詳細は、お住まいの市町村社会福祉協議会にご相談の際に確認してください。
- ✓ 本制度は貸付です。償還期間内で必ずご返済いただく制度です。
- ✓ 本資金については、公共職業安定所(ハローワーク)の制度である「失業等給付」「職業訓練受講給付金」などが優先されます。申込に当たってはハローワークからこれらの制度が該当にならないことを証明する確認書の発行を受け、申込時に添付していただく必要があります。
- ✓ 失業により住宅を喪失している又はおそれのある場合で、「住宅支援給付」の対象となる場合には、福祉事務所等において「住宅支援給付」の申請手続きをしていただきます。
- ✓ 審査の結果、貸付けが決定した場合は、「借用書」の取り交わしを行い、その後に資金を交付します。
- ✓ 審査の結果、貸付けができない場合もあります。



申込・相談・問い合わせ先

お住まいの市町村社会福祉協議会

[相談先]

MEMO

（備考欄）

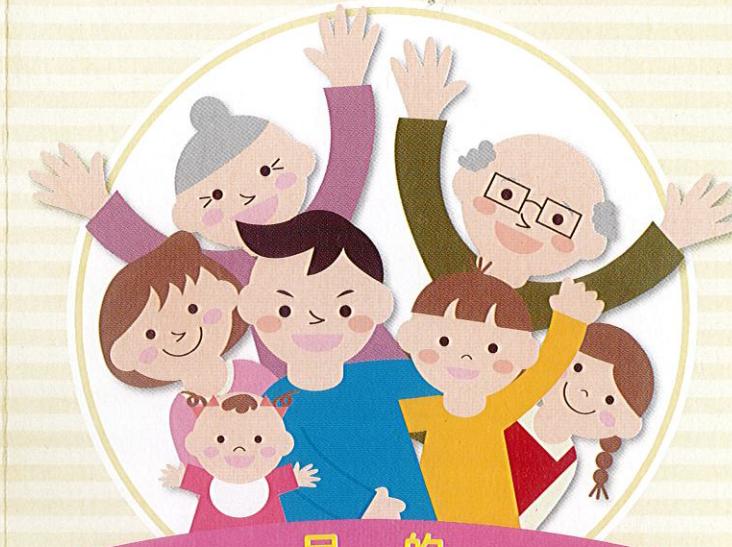
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
福祉資金部

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
[TEL] 048-822-1192 [FAX] 048-822-1449
[URL] <http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

平成25年3月

あなたのそばに

総合支援資金 貸付けのごあんない



目的

総合支援資金は、失業などにより、日常生活の維持が困難になった世帯に対して、継続的な相談支援とともに生活費や一時的に必要となる資金を貸し付ける制度です。



社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会



お申込みいただける世帯

生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを受けることにより自立が見込まれる世帯であって、次の要件すべてに該当する世帯です。

- 低所得世帯であって、失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること。
- 借入申込者の本人確認が可能であること。
- 現に住居があること又は住宅支援給付事業における「住宅支援給付」の申請を行い、住居の確保が確実に見込めること。
- 社会福祉協議会や関係機関から、貸付け後の継続的な相談支援を受けることに同意していること。
- 貸付けと相談支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、貸し付けた資金の償還が見込める事。
- 失業給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金などの他の公的給付や公的な貸付けを受けることができず、生活費をまかなうことができないこと。



資金の種類と貸付内容

生活支援費

貸付対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
生活再建までの間に必要な生活費	2人以上世帯：月20万円以内 単身世帯：月15万円以内 貸付期間は最長で1年間※	最終貸付日から 6月以内	20年以内

※必要な額の貸付けとし、初回の貸付けは3月以内としています。 ※住宅支援給付を受けている方は、住宅支援給付支給額を除いて計算します。

住宅入居費

貸付対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
敷金、礼金など住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内	貸付の日から 6月以内 ※	20年以内

※生活支援費と併せて貸し付けている場合の据置期間は、生活支援費の最終貸付日から6月以内。

一時生活再建費

貸付対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
生活再建に必要な一時的な費用であって日常生活費でまかなうことのが困難である経費※1	60万円以内	貸付の日から 6月以内 ※2	20年以内

※1 借金を返済するための借り換えや、複数の負債を一本化する費用は貸付けの対象外です。

※2 生活支援費と併せて貸し付けている場合の据置期間は、生活支援費の最終貸付日から6月以内。



連帯保証人

原則として1名

※連帯保証人を立てられない場合でも申込は可能です。



貸付利子

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
- ・連帯保証人を立てられない場合は据置期間経過後年1.5%

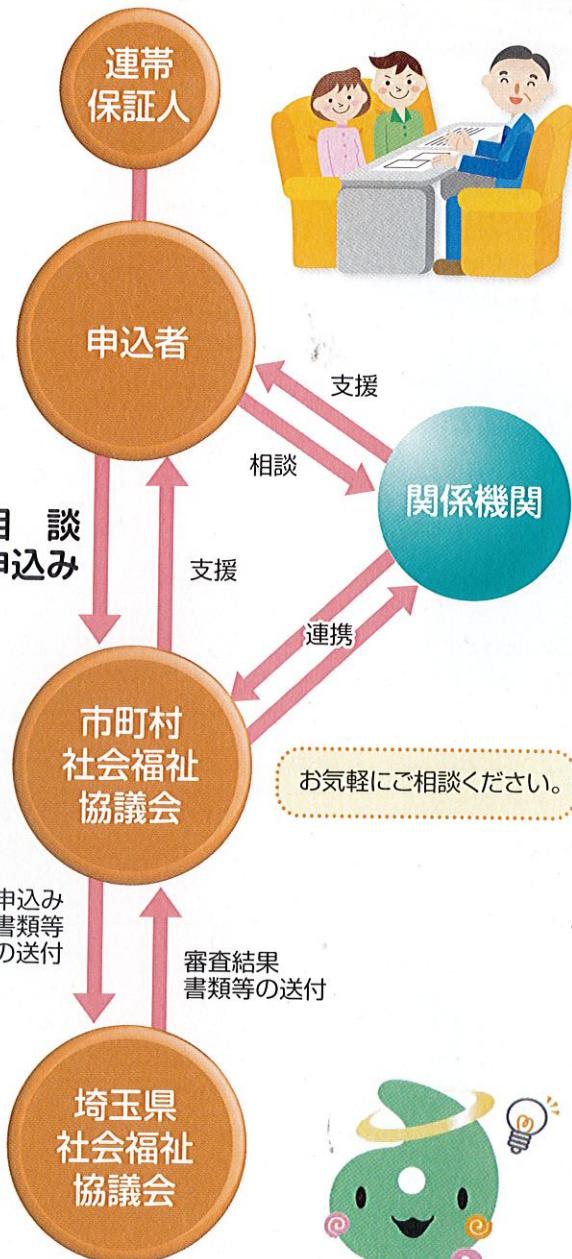


申し込み時の必要書類

お住まいの市町村社会福祉協議会にてご確認ください。



お申込みの流れ



埼玉県社協マスコット
「シャキタまくん」